

新型コロナウイルス感染症にかかる補助金等情報まとめ

令和2年7月14日更新
税理士法人近藤まこと事務所

国や自治体等の支援施策のうち、事務所通信で解説されているもの以外の施策についてまとめました。対象となる主な要件について下線を引いています。自社が対象となる施策の確認にご活用ください。なお、当事務所も対応可能な範囲でご相談を承ります。

お気軽にお問い合わせ下さい。

(1) 家賃支援給付金 **おすすめ NEW** [問い合わせ先: 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930]

——土地・建物を借りている方が使えます！——

新型コロナウイルスの影響で5月～12月の売上高について、1ヶ月で前年同月比50%以上減少 または 連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少している事業者で、事業のために土地・建物の賃料を支払っている中小企業・個人事業者が対象（自己取引や親族間取引は対象外となる場合があります）。申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍の額を一括支給します。上限額は法人で最大600万円、個人で最大300万円です。

申請期限：令和2年7月14日～令和3年1月15日

(2) 新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金（三密対策支援金） **おすすめ NEW**

[問い合わせ先: 新潟県 三密対策支援金センター 025-282-1759]

——飛沫感染防止パネルや非接触体温計、空気清浄機などを買った方は注目！——

①県内に事業所を有し、②県民に直接サービスを提供する施設を有する業種（飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業等）が対象です。令和2年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費が対象です。（最大20万円）。

受付期間：令和2年6月30日～7月31日

(3) 先端設備導入計画による固定資産税の減免の特例

[問い合わせ先: 中小企業固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077322]

——新しい設備等を導入する際、固定資産税が3年間減免されます！——

中小企業等が機械装置等の先端設備を導入する際に、「先端設備導入計画」を作成し、市町村の認定を受けた場合に、3年間その設備等に係る固定資産税の減免（50%～全額減免）を受けられます。

令和2年5月より、対象となる資産に事業用家屋と構築物が追加されました。

(4) 小規模事業者持続化補助金

[問い合わせ先: 最寄りの商工会議所または商工会]

——チラシやHPの作成、新商品開発など幅広い販路開拓の取組が対象です！——

小規模事業者を対象に、販路開拓等の取り組みを行う計画が採択された場合に補助金が支給されます。

補助額は原則上限50万円、業種に応じた感染拡大防止の取組等を行う場合は上限100万円となります。

(5) 経営継続補助金

[問い合わせ先: (一社) 全国農業会議所 経営継続補助金事務局 03-6447-1253]

——販路開拓・設備導入を行う小規模農林漁業者が対象です！——

常時従業員数が20人以下農林漁業の事業者が行う販路開拓や事業継続・転換のための設備の導入や人手不足解消のための取組を行う計画が採択された場合に、上限50万円の補助金が支給されます。

(6) 経営資源引継ぎ補助金 **NEW**

[問い合わせ先: 経営資源引継ぎ補助金事務局: 03-6629-9134]

——M&Aの売り手・買い手が使えます！——

事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業等（買い手・売り手）を対象に、経費の一部（謝金・旅費・外注費・委託費等）が補助されます。

申請受付期間：令和2年7月13日～8月22日